

「海洋基本計画（原案）」に対する意見

平成 20 年 2 月 25 日

日本沿岸域学会

1. 「総論」に関して

意見 1：海洋への国民的関心の喚起

国民の海洋に関する関心は未だ低い状況にあることから、国民の海洋に対する興味・関心を喚起する必要がある。そのため、「総論」において、

『国民や事業者にとって、海洋とは、ロマンにあふれたフロンティアであること及び海洋産業の市場規模は約 13 兆 6,000 億円*と試算されるポテンシャルを有していること』など、より一層格調高く、とくに若者に夢や希望が得られる内容として記述されたい。

(*海洋白書 2006, 海洋政策研究財団 pp12-13)

意見 2：具体的な目標の提示（第 2 部の施策においても）

海洋基本計画の意義の明確化、本計画にもとづく具体の行動計画の促進のため、また国としての不退転の意思の表れとして、

『目標・施策の、達成年次、数値目標』などの提示を希望する。

2. 「第 2 部 9 沿岸域の総合的管理」に関して

意見 3：沿岸域の定義について

沿岸域の総合的管理を述べる際には、ある程度の空間を定めないと個々人の捉え方が変わるため、共通認識として、

『沿岸域の定義や具体的領域（「海洋基本計画における「沿岸域の総合的管理」に関する要望」平成 19 年 11 月 12 日、日本沿岸域学会（以下、「JACZS 要望」）で提案した『要望 1』資料 参照）』に関して記述されたい。

意見 4：「(1) 工 漂流・漂着ゴミ対策の推進」に関して

漂流・漂着ゴミ対策は、国際協力が必要不可欠であることから、

『国内の関係機関だけではなく、アジア諸国等との国際的な協力のもとに取り組んでいくこと』である旨を記述されたい。

意見 5：「(1) 自然に優しく利用しやすい海岸づくり」に関して

「(前略)優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮して行う(後略)【pp35 上 1-3】」に関して、沿岸域の中でも概ね水深 20mまでの海域は、環境保全に関する優先度が高い空間であるため、

『「海洋保護区」の設定についてふれるとともに、国立公園、国定公園をはじめ、沿岸域に設定されている保護区は、景観主義にとらわれることなく、必要な場合にはその制度自体を改め、総合的管理の中で戦略的に設置することができるように発展させ、もって環境保護と利用のバランスをはかる保護区制度の再検討を推し進める』などの趣旨に沿って記述されたい。

意見 6：「(2) 沿岸域における利用調整」に関して

「このため、沿岸域における地域の実態も考慮した(後略)【pp35 上 11】」に関して、海洋産業、海洋レジャー等の新たな利用形態の参入も予測されるため、

『このため、沿岸域における地域の実態や新たな利用形態も考慮した(後略)』に変更されたい。

意見 7：「(3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築」に関して

「さらに、様々な課題の解決のための取り組みに加え、(中略)地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、(中略)適切な措置を講じる【pp35 下 7-9】」ことを、具体的に促進するため、

『一般化する前に個別具体例で検討することが必要と考えられ、具体の沿岸域におけるモデル的検討(総合海洋政策本部事務局が主導し、関係省庁が連携した新たなモデル的事業)を実施すること』

『 の実施のために沿岸域の具体的領域とその総合的管理の主体や、総合的管理の促進のために国が果たすべき役割の明確化(「JACZS 要望」で提案した『要望 1』『要望 3 (3)』資料 参照)が必要であること』に関して記述されたい。

なお、 の実施にあたっては、日本沿岸域学会としても積極的に協力・参加・支援するものである。また、これに関連する、「JACZS 要望」で提案した『要望 4』の「東京湾総合管理機構(仮称)」の仕組みやあり方等のさらなる検討を行う準備もある。

意見 8：生活者の視点について

沿岸域では、多くの国民が生活(居住、労働、遊び、移動等)しており、漁業等の産業の場としての利用はもとより、海洋レジャー等の場としても大部分の国民に利用されていることから、

『沿岸域の総合的管理は、このような生活者の視点からみても、安心して豊かな暮らしの向上に寄与すること』などに関して記述されたい。